

# 第1回浜田市立学校統合計画審議会議事録

日 時：平成29年5月24日（水） 9：58～11：08

場 所：浜田市役所4階講堂BC

## 議事

- 1 教育長あいさつ
- 2 委員の委嘱及び委員紹介
- 3 会長、副会長選出
- 4 諮問
- 5 資料説明（資料1～資料9）
- 6 質疑応答
- 7 今後の予定
- 8 その他

### 1 教育長あいさつ

石本教育長

本日ご出席の委員方におかれては、審議会の委員をお願いしたところ快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。また、本日は大変お忙しい中ご出席いただき、重ねてお礼を申し上げたいと思う。ありがとうございます。

この審議会だが、教育委員会の諮問に応じて、浜田市立の小・中学校の統合及び校区変更の計画に関する事、さらには小・中学校の建設計画についてご審議をいただく会議である。

前回のこの審議会の開催は市町村合併後の市内の小・中学校の適正規模、それから適正配置、そういったものをご審議いただくということで平成19年11月に開催をした。5か月間の審議のうち、平成20年の3月末に答申をいただいているということである。

その後その答申に基づいて、地元住民それから保護者、そういった方々への説明会を重ねてきて、2年ほどかかったが平成22年の7月に浜田市の学校統合計画を策定し、着実に実行してきた。

この間小学校は25校から現在16校に減少している。これについては児童にとって望ましい教育環境を整備するため複式学級の解消を目指した結果である。

さて、多くの全国の自治体が抱える問題として人口減少問題がある。とりわけ児童・生徒の減少といったものの問題である。

浜田市ではこの20年間に人口については約2割弱が減少すると

いった様な現状であるが、その中でも児童・生徒、小中学生についてはこの25年間で約半分、5割の子どもたちが減少しているという様な現状がある。

また、今後10年間を見ても約1割の児童・生徒が減少するだろうといった様な見込みも立っているところである。

今回はこうした児童・生徒の減少が続く中で、概ね向こう10年間を目途に中学校も含めた小・中学校の適正規模、それから適正配置について、また、校区の見直しを含めた検討、さらには学校の建設計画についてもご審議いただきたいと考えている。

具体的には後ほど諮問の内容について詳しくご説明させていただきたいと考えている。

いずれにしても学校統合の目的は財政面の効率化を主眼に置くものではなく、児童・生徒にとってより教育効果の高い一定規模の集団の中で子どもたちが切磋琢磨できる環境を整えることである。

そういった観点でのご審議をお願いしたいと思っている。

また、答申をいただく内容については当然保護者や地域住民の方々のご理解、ご協力が得られる、そういったものであるということも大切であるので、そういった視点についてもご配慮いただく様によりしくお願いしたいと思っている。

今日をスタートとして長丁場の審議になるが、どうかよろしくをお願いしたいと思う。

開会にあたり一言お願いとお礼のご挨拶をさせていただいた。どうかよろしくをお願いしたい。

## 2 委員の委嘱及び委員紹介

事務局

委員の委嘱及び委員紹介であるが、本来なら一人ひとり委嘱状を手渡しさせていただくところだが、事前に配布させていただいているので、ご確認をいただければと思う。

委員及び事務局職員自己紹介。(名簿順)

## 3 会長、副会長選出

事務局

規則では、委員の互選で正副会長の選出となっているが、事務局より提案させていただいてもよろしいか。

各委員

異議なし。

事務局

それでは、会長に木村豪成委員、副会長に串崎法之委員をお願い

各委員  
事務局

いしたい。よろしいか。

承認。

承認をいただいたので会長、副会長、正面の席へ移動をお願いしたい。

一言ずつご挨拶をお願いしたい。

会 長

大変大役を仰せつかった。非常に、不安な気持ちでいっぱいだが、教育委員会のご尽力、皆様のご協力を得ながらこの会を進めていきたいと思う。よろしくをお願いしたい。

私の出身は旭町和田であり、当時和田小学校が今市小学校へ統合という記憶がある。非常に学校が無くなるということは地域にとっては寂しい思いがあり、あるいは地域の疲弊ということも見えてきているところである。

地域で子どもの声が聞こえないということは本当に寂しい思いである。冒頭教育長から話があった様に適正な規模という様なことを考え、あるいはまた子どもの前途を考えるとときには適正な規模が必要だと思う。

そういうことで当時和田小学校は今市小学校へ統合したわけだが、非常に地域の中でも色々な問題があった。私もつくづく感じたわけだが、この学校統合問題については十分やはり地域とのすり合わせをしていかないと後々禍根を残すことになるだろうと思っている。

今回のこの審議会設置についても統合は大きな柱であるわけだが、十分そういった面では地域の方の話し合いや委員方の十分な話し合いをいただいた中で統合といったかたちが望ましいだろうと私は思っている。

これから大変なことになるわけだが、どうか長らくご協力をよろしくをお願いしたい。

副会長

先ほどのご挨拶で申し上げた様に、この役を引き受けたくなかったという理由は、私は弥栄村時代に教育委員会におり、小学校の統合という問題に関わった。大変な問題であった。

色々なご意見があり、単純に行政の判断だけでは中々難しいことを重々承知している。

そういうことでこの委員をお引き受けすることは非常に重たいと感じたわけだが、会長のご挨拶にもあった様に、色々な問題が絡みながらの計画の策定だろうと思う。会長、委員方と一生懸命頑張りたいと思うので、よろしくをお願いしたい。

#### 4 諮問

事務局

教育委員会からの諮問に入らせていただく。教育長から会長へ諮問をさせていただきます。

委員方には諮問の写しを配らせていただく。

石本教育長

浜田市立学校統合計画並びに学校建設及び大規模改造等に関する計画の策定にあたり、下記の事項について諮問します。

##### 1 小・中学校の適正規模及び適正配置について

(1) 小規模校のあり方について

(2) 通学条件、学校施設の更新、地理的要因や地域事情等を踏まえた小・中学校の配置及び通学区域の見直しについて

##### 2 小・中学校の建設計画の基本方針について

諮問理由

平成 22 年 7 月策定の浜田市立学校統合計画については、平成 20 年 3 月に貴審議会の答申を受け、複式学級の解消に主眼を置き策定をしたものです。

当該計画に基づく学校統合において、小学校の校数は 25 校から 16 校となり、複式学級は 27 学級から 8 学級（平成 29 年 5 月 1 日現在）と減少し、教育環境の整備に一定の成果を残すことができました。

しかしながら、現在においても複式学級が存在することや、中学校においては、生徒数の減少等により、部活動の休廃止をせざるを得ない状況にある等教育活動の維持・向上に課題を残している状況も生じております。

このように、現在においても児童生徒数の減少は、学校経営上の懸案であることに変わりはありません。

また、学校施設の老朽化は進み、小・中学校 25 校のうち 10 校は、築 40 年を経過しており、長期的、計画的な整備、改修が重要であります。当市の財政状況は、今後、当面厳しい状況が続くことが予測される中で、学校整備に十分な資金を注ぐことは困難となることが想定されます。

そのため、学校の配置にあたっては、学校施設の更新も考慮した計画でなければならないと考えます。

さらには、小中連携教育の必要性が高まっている等中学校区を単位とした取組が重要となっている中、小・中学校の校区が混成している地域もあり、その再編成の必要性も高まっております。

会 長

このような状況を踏まえ、より良い教育環境の提供という観点から、諮問事項について、貴審議会での審議をお願いするものである。

よろしくをお願いしたい。

委員一同この教育委員会の期待に沿えるよう精一杯審議に努めてまいりたいと思う。

よろしくをお願いしたい。

## 5 資料説明（資料 1～資料 9）

会 長

レジュメの 5 番、資料説明を事務局から願います。

事務局

まず、資料の確認をさせていただく。資料 1、資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、資料 3、資料 4-1、資料 4-2、資料 5、資料 6、資料 7、資料 8、資料 9 まであるので、ご確認いただければと思う。

資料 1 から説明させていただく。資料 1 は本審議会、浜田市立学校統合計画審議会の設置条例であり、規定されているものの抜粋であるが、提示させていただいている。

条例だが、浜田市附属機関設置条例とあり、この審議会については別表で規定させていただいている。

附属機関の名称については、浜田市立学校統合計画審議会。それから担任事項にあるが、教育委員会の諮問に応じ、浜田市立小中学校の統合、校区変更及び学校建設等の計画を策定することとなっている。

委員等の定数は識見者 7 人以内、各種団体から推薦された者 5 人以内、その他市長が特に必要と認める者 3 人以内ということで定数が規定されている。

委員の任期は 2 年となっている。本日委嘱状を配布させていただいているが、2 年の任期として記載させていただいている。

会議の定足数は委員の半数以上としている。

表決の方法は出席委員の過半数となっている。

続いて裏面をご覧ください。

これについては浜田市立学校統合計画審議会規則としている。

この規則は審議会で所掌するといった様なものを規定されている。これについてはご一読いただけたらと思う。

続いて資料 2-1 である。先ほど教育長からあったが、資料 2-1 は平成 22 年 7 月にあった浜田市学校統合計画ということで、資料

を掲載している。

内容についてはそのとおりであるが、計画策定に当たってというところで、それぞれ記載がされている。

1枚めくっていただき、2になるが、学校統合計画として浜田の東部、浜田中部、旭、三隅、それから学校統合の目標時期といった様などころでそれぞれ記載されている。

これについては参考ということでもたご一読いただけたらと思う。

続いて資料 2-2 である。

表紙に書いてあるが、文部科学省が一昨年、小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引ということで策定された。

実は国においては昭和 32 年、今から 62 年前だが、学校統合の手引を策定されて、昭和 33 年に小中学校の学校規模、標準とあるがそれを定めるなどして地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進した。

また、学校の設置者である市町村ではそうしたものを参考にしながら地域の実情に応じて学校規模の適正化にかかる検討あるいは取組を行ってきた。

しかしながら、こういった取組を行っても、現在においても例えば先ほどあった様に少子化の流れは今後も予想されること、あるいはそれに伴って小中学校がかなり小規模化して教育条件への影響が出ると懸念される。

それから 2 つ目として、家庭・地域における子どもの社会性、育成機能が弱まっているという状況から学校が小規模であることに伴う課題が一層顕在化している。

そしてまた、最近ではスクールバスを始めとする多様な交通機関が通学に活用されており、そういった適正配置に関する様な項目も以前と変わっているということから、今回改めてこういったかたちで文科省から手引が策定されたということである。

中身についてはかいつまんで説明させていただく。

2 ページからご覧いただきたい。学校規模の適正化に関する基本的な考え方と記してある。

その項目の 3 ページ目の頭から学校規模の適正化を考える場合に基本的には単に教科等の習得のみではなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、表現力、判断力、問題解決能力を育み、社会性や規範意

識を身に付けさせることが重要であり、そのためには一定規模以上の集団が確保され、また、バランスの取れた教職員集団の配置が望ましく、一定の学校規模を確保することが重要であると記載されている。

このことについては資料中第2章、6ページ以降に適正規模・適正配置について記載している。

最初の丸にあるが、従前から国が定めている法令上の学校規模の標準があり、これでは、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。

これを小・中学校に置き換えると、小学校では1学年2学級以上、あるいは中学校では1学年4学級以上が標準とされているが、この項目の中段、9ページをご覧いただきたい。

9ページの中ほどに、望ましい学級数の考え方が記載されている。上が小学校、下が中学校となっている。

小学校のところを見ていただくと、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上であることが必要であると記載されている。

望ましい学級については後段にあるが、1学年2学級以上、1校当たり12学級以上あることが望ましいものと考えられると示している。

中学校については、後段を見ていただくと少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられると記載してある。

これはひとつの参考であるが、こういった望ましい学級数の考え方があるということを示しているということである。

また、これに加えて15ページをご覧いただきたい。学校の適正配置（通学条件）が記載してある。

通学距離による考え方ということで、もともと国においては小学校で4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を設けている。

しかしながら、昨今では統合が進んだ関係、あるいは以前は通学は徒歩または自転車だったが、最近では色々な交通機関を使うといったことがあり、最近では4kmや6kmだけでなく、通学時間という観点を適正な配置に向けて取り入れているところも多い。

従って、例えば浜田市内でも走っているが、スクールバスを活用することによって通学時間がおおむね1時間以内と設定するケースも多くみられるというところである。

資料3ページに戻っていただきたい。

これまでは学校の適正規模や適正配置についてだが、一方で冒頭の教育長の挨拶にもあった様に、地域コミュニティの核としての性格の配慮ということがある。

やはり地域が廃れるとかそういったことが懸念される材料だが、小・中学校は地域コミュニティの核としての性格を有することも多い状況がある。まちづくりの関係と密接な関係にあるということもあり、学校の多様性にも配慮して児童・生徒の保護者の声を重視しながら地域住民の理解と協力を得るなどの、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれると記載されている。

こういったことを含めながら学校統合、あるいは適正配置については検討することが望ましいということがこの手引の中で記載されているところである。

また、それぞれ細かなことについては、後ほどまた手引をご参照いただけたらと思うが、大まかにはそういったことが記載されているとご理解いただければと思う。

続いて資料2-3について説明させていただく。

先ほど手引の6ページにあった、検討の際に考慮すべき観点ということで、法令上以下あるが、法令上何が基準かということで根拠を載せている。

「法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており」といった文言があるが、この根拠法令については学校教育法施行規則に記載されている。これは第41条で小学校の学級数のこと、第79条で中学校に係る学級数のことについて記載されているということになっているので、ご参考までに見ただけたらと思う。

続いて資料2-4についてである。

小規模校におけるメリット・デメリットについて抜粋して載せている。

この内容については基本的には手引の中から転記をしている。

小規模校のメリットというところだが、①から⑨までということである。

内容については、まず1点目だが、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい、といった以降から記載がされている。

続いてデメリットだが、1点目に学級数に関する視点として、学

級数が少なくなることによる学校運営上の課題について抜粋している。

(ア) 学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットとして記載がされている。内容については①から⑭までということで14点記載されている。

1点目、クラス替えが全部又は一部の学年でできない、といった様なこと。

2点目、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないといった様なこと。

3点目、加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくいということ。

4点目、クラブ活動や部活動の種類が限定される、といったこと。

5点目、運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。

6点目、男女比の偏りが生じやすい。

7点目、上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。

8点目、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。

9点目、班活動やグループ分けに制約が生じる。

10点目、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。

11点目、教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。

12点目、生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。

13点目、児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。

14点目、教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる、といった様なことが記載されている。

(イ) 複式学級にて指導することにより生じ得るデメリットとして、直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合に生じ得ることとして指摘された課題として5点挙げられている。

1点目、教員に特別な指導技術が求められる。

2点目、複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。

3点目、単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。

4点目、実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。

5点目、兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある、といった様なことがある。

イ教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題が指摘されている。

これについては、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなることにより顕在化する問題ということで指摘がされている。①から⑩までとなっている。

① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。

② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。

③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。

④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。

⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。

⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。

⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。

⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない。）。

⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。

⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。

⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる、といった様なことがある。

ウ学校運営上の課題が児童生徒に与える影響として記載されている。

① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みに

くく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。

③ 協働的な学びの実現が困難となる。

④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。

⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。

⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。

⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。

⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。

⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい、といった様なことがある。

続いて(2)学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数の項目として、ア学級における児童生徒数である。

学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、特に顕著な課題として現れるものについて記載がされている。

これについては運動会や文化祭といったことから、教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる、といった様なところまで8点ほど記載されている。

続いてイ学校全体の児童生徒数に関してである。

学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、特に顕著な課題として残る可能性のあるものとして記載がされている。

これについてもクラブ活動や部活動の種類が限定される、といった様なことから、上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる、といった様なところで4点ほど記載されている。

この内容については、手引の資料2-2にも同じ記載があるので、またご一読いただけたらと思う。

続いて資料3である。平成29年度公立小・中学校学級編制基準として、現在の状況を記載している。

内容については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律があり、第3条に規定されている。

それによると小学校では単式学級が第1学年では35人、第2学年から第6学年までは40人となっている。

2 個学年、複式学級だが、第 1 学年の児童生徒を含む場合は小学校では 8 人。第 1 学年の児童生徒を含まない場合は小学校では 16 人となっている。特別支援学級については 8 人という規定がある。

中学校においては、単式学級は第 1 学年から第 3 学年までの間については 40 人となっている。特別支援学級についても中学校は 8 人となっている。

下の注釈に、「単式学級」とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級として基準がある。

「2 個学年複式学級」とは、引き続く 2 の学年の児童又は生徒で編制する学級をいうこと。

中学校においては、特別支援学級を除きすべて「単式学級」として編制すること。小学校における「2 個学年複式学級」は、1・2 年、3・4 年、5・6 年の組合せで編制することとされている。

裏面になる。「特に必要があると認める場合」についてのただし書きを改めて記載させていただいている。

平成 29 年度の基準だが、1 つ目として、小・中学校少人数学級編制（小学校第 1・2 学年）に基づき、30 人学級編制を実施する場合としている。

2 つ目として、小・中学校少人数学級編制（小学校第 3 学年以上）に基づき、35 人学級編制を実施する場合として規定がある。

続いて資料 4-1 について。

表題で平成 29 年度園児・児童・生徒数一覧とあるが、平成 29 年 5 月 1 日現在として記載している。

表題には園児と入っているが、資料では園児についてはこのたび削除させていただいているので、ご承知おきいただきたいと思います。

1 で小・中学校全体の人数として平成 29 年 5 月 1 日現在、そして、平成 28 年 5 月 1 日現在の状況としてそれぞれ増減を併せて記載している。

2 で小学校だが、同様に平成 29 年度の学年別の状況、それから平成 28 年度については合計数、それぞれの増減を記載しているので、ご一読いただけたらと思う。

続いて裏面をご覧ください。

3 で中学校だが、2 の小学校と同様に平成 29 年度の 1 学年から 3 学年までの状況、それから平成 28 年度の合計数を記載している。

それぞれの増減も記載しているので、また見ていただけたらと思う。

続いて資料 4-2 である。

これについては平成 29 年度から将来推計ということで記載している。

平成 36 年度以降だが、平成 24 年度から平成 28 年度の出生率増減の平均から推計している。学校ごとの将来推計として見ていただけたらと思う。

続いて資料 5 である。

これについては現在の校区、通学区域に関する規則として、根拠となる規則を記載している。

規則名は、浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則である。

この規則は平成 17 年に教育委員会規則第 15 号として規定されている。

本条については第 1 条から第 6 条までとなっている。

別表第 1 をご覧いただきたい。通学校区の内容だが、原井小学校だと校区はどこの町内が校区に入るかといったかたちで見ていただけたらと思う。

裏面をご覧いただきたい。中学校については下段の別表 2 のそれぞれの中学校の校区を記載している。

併せて資料 6 をご覧いただきたい。

それぞれの小学校の校区が、中学校のどこの校区にはまるかというところで比較表を作成しているので、資料 5 の規則と併せてご覧いただけたらと思う。

続いて資料 7 をご覧いただきたい。

これについては平成 7 年から平成 29 年までの、それぞれの自治区のところで生徒数の推移を記載している。これについても参考として資料提供させていただくので、ご一読いただけたらと思う。

資料 8 については平成 11 年から平成 16 年までの間については旧浜田自治区のところについて記載している。それぞれ金城自治区、旭自治区、弥栄自治区、三隅自治区のところについては未記載となっていることをご了解いただけたらと思う。

17 年度以降、合併以降になるがそれぞれの状況として先ほどの資料 7 と突合することとなると思うが、学校ごとの状況として記載している。

これについても参考として資料提供させていただくので、ご一読いただけたらと思う。

続いて資料 9 である。この資料については市内の小・中学校の概要として築年数等を記載している。この表の並び方だが、築年数の古い順から記載をしている。

内容については学校名、建物種別、構造種別、延面積、建築年月。経過年数については平成 29 年 4 月 1 日現在である。建築年月から平成 29 年 4 月 1 日までのところで何年経過したかといったところの資料となる。

それから残耐用年数だが、あと何年この校舎が持つかといったところを記載している。

備考のところだが、耐用年数がすでに経過しているものについて注記として記載しているので、ご覧いただきたいと思う。

裏面になるが、中学校の状況を同様に記載しているので、それぞれご覧いただけたらと思う。

補足である。たくさん資料をご説明させていただいたので、中々内容をご理解いただくのは難しいと思うが、まず基本的に国の方針が出ている。それに続いて、小規模校のメリット・デメリットに併せて、今回は単純に学校のことだけでなく地域のコミュニティも含めて考えなさい、という様なことが出ている。

その後市内の児童・生徒数の推移、併せて今後の見込みを出している。

校区についても、浜田自治区が主となるが、三階小学校を造ったり、松原小学校や原井小学校を造ったりしているが、学校の場合が変わったにもかかわらず通校区が変わっていないという状況から、単純に距離の近い学校でないところに行っている子どももいる。併せてそういったことから、同じ小学校から中学校に行く時には分かれる子どももいるという現状がある。

そういったこともこの審議会で審議していただきたい。

最後にあった概要の中で、古い建物から順に資料を出しているが、いわゆる耐震性についてはすべて基本的に校舎等については建替え、統合、あるいは耐震補強をするということで耐震性については確保している。ただ、耐震補強したのは地震によって倒れないためにしたものであり、補強したことにより耐用年数が延びたり、設備が良くなったりというわけではなく、あくまでも万が一起きた地震に対しての対応としている。

現在国も長寿命化対策ということで、耐用年数がまだあるものについて一定の施しをしてしばらく使える様にするという制度を設けているが、浜田市の現状を見ていただきながら、そういった長寿命化をすべきものも含めてまたご検討いただけたらということで、こういった資料を数多く出させていただいている。

先ほど申した様に、本日お配りしたばかりなので、詳しい内容についてはしっかり読んでいただかなければと思うので、追加資料も含めて次回までにはまたさらに情報提供等させていただければと思っているので、よろしくお願ひしたい。

## 6 質疑応答

会 長

質疑応答に入りたいと思うが、一括した莫大な資料の説明があり、中々質疑も難しいかもしれないが、何かあるか。

今日は何分に資料 1 から 9 まで一気に説明ということであったので、またお持ち帰りいただき、お気付きの点があれば次に出していただければ良いかなと思っている。

委 員

提供いただいた資料だが、例えば私たちが地元で色々な方々と地元協議をする場合に、この資料を使用しても良いか。

事務局

特段資料の使用については制限をかけていないので、使用していただいて構わない。

委 員

取扱には十分注意する。よろしくお願ひしたい。

委 員

各自治区でも地域協議会があるが、この中でこういった問題を諮問しているといった状況報告はされるか。

事務局

教育委員会側からはそういった情報提供をするといったことは今のところ考えていない。自治区に選出をお願いした中で協議会の委員として出られた方もおられるし、それぞれの立場で出ておられるので、先ほど委員からあった様に、地域でまた話をすることがあれば、この回の審議会は公開しており、傍聴も受けているので、中身的に資料を出してはいけないということはない。

ただ、委員方が審議されていることをまとめられるまでのことがあまり早く、例えば今度このような話をしようと思うといった様なことが先に出るといようなことは少し控えていただきたい。最終的に委員方の意見をまとめて答申を受けて、最初に申した様に、前回は平成 20 年に答申をいただいて、その後 2 年かけて統合計画を作る。その中で地域住民の意見を聞くという流れ、今だとパブリックコメントを使えるが、そういった流れになるので、こ

の資料の内容が出ることは問題ない。

あくまでも審議会の中で決めようと思われることがあまり先に地域の中に出るのではなく、意見聴取は良いと思うが、具体的なことは少し配慮いただければと思っている。

委員 案内文には2年間の間に年4回等開催とあったが、そうすると2年間で8回くらいだと思うが、この見通し、どういう風に事が明らかになって答申に持っていけるか、段階ごとの見通しはどの様になっているか。

事務局 今後の予定については次の項目で説明をさせていただきます。

## 7 今後の予定

事務局 今後の予定について。

今考えているのは、目標は今年度末を考えている。委嘱期間は2年としているが、一応目標を年度末にしている。ただ、延びる可能性もあるということを前提には思っている。

回数は全部で4回という話だったが、6月は議会があり開催できないので、次回を7月くらいにさせていただき、その後は2月に1回か、場合によってはもう少し短い間隔で集中的に開催させていただければと考えている。あまり長くかけるのではなく、短期間で色々な意見を集約させていただければと考えている。

ただ、委員方の意見を集約していく中で中々まとまらないということであれば年度を越えてということもあるが、今の事務局の目標としては年度末を目標としてさせていただければと考えている。

資料についても随時追加資料を出さなければいけないこともあるかもしれないし、例えば委員方からこういった資料がないのかという要望があれば、今日の会議以降次回まで結構なので、事務局まで、審議をする中でこういった資料が欲しいということがあれば言ういただければ準備をする。

場合によっては、次回審議会までに事前にお配りをして、委員方からこういう要望があつて、資料を参考に送らせてもらい、検討していただくということは可能と考えている。

今日これだけ資料をお配りしてすぐにどうですかということは無理だと思うので、またしっかり読んでいただいて、内容については質問なりを随時事務局に出していただくことは問題ないと思っているので、よろしくお願ひしたい。

会 長

今後の予定も含めて話があった。

中々大きな問題であり、年4回程度では中々難しいのではないかという気がしているが、冒頭申し上げた様に、統合計画という問題は時間をかけて色々な角度から意見を求めながら進めていかななくてはいけないと思っているので、先を焦らずに少し長丁場で検討していただけたらと思う。

事務局

併せて次回以降については、今日欠席された方が4名おられるが、日中仕事なのでできれば夜に会議を開催していただきたいという要望をいただいているので、18時半か19時くらいから開催させていただければと思っているが、ご都合はいかがか。

会 長

夜の会合ということで話があったが、これからは日が長くなり、また遅くまで仕事をされるわけだが、場合によってはそういうことになるかもしれないが、基本的には私はやはり時間内が良いのではないかと思っているが、事務局側としてはそういった夜間での開催を考えておられる。

事務局

今日欠席された方の理由が、仕事の中々休みにくいのでできれば夜に開催してもらえないかという要望をいただいたので、どうかと思ったところである。

会 長  
事務局

委員方はいかがか。

逆に今日お越しの委員方が夜は無理であるということであれば、多くの方が参加していただかないとならないので、どうであるか。

委 員  
会 長

重要な案件なので、委員方が開催したい時間に賛同する。

多くの委員方のご意見を伺って、場合によっては夜の開催もやむを得ないということなので、調整をお願いしたいと思う。

特に今日は第1回ということなので、これから色々整理をしながら、また併せて資料の準備をしていただきたいと思います。

## 8 その他

会 長  
事務局

その他のところで何かあるか。

本日それぞれの委員方に出席いただいているが、報酬、費用弁償についてはそれぞれ提出いただいた口座にお支払いをさせていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。

事務局

また資料を送らせていただくが、それぞれ選出区分は役職等あるが、それぞれのご自宅に送らせていただくということでよろし

各委員  
事務局  
事務局

いか。

承認。

それでは、ご自宅に送らせていただく。

1点補足である。

今回の委員については、前回と若干委員構成が変わっている。実は前回の委員には小・中学校の校長会長が入っていたが、今回は入っていただいている。

中々こういった問題に直接学校の校長が意見を言いにくいだろうということで、あえて外している。

ただ、規則の中にある様に、規則の最後に関係者の出席等というところがある。従って、例えば学校現場のことを聞きたいということがあれば小・中学校の校長会長をオブザーバーとしてこの場に出ていただくことも可能であるので、またそういった要望があればお伝えいただければと思う。

委 員

こういった審議会の内容でまますることだが、諮問を受けた私たちの意見が100%、99%そのまま通るのかどうか。最終的には執行部案が強行されるということになりかねない場合があると思っている。

もちろん現状では真っ白のままだと思うが、せつかくこうして諮問を受けて、真剣に協議するわけなので、あまり道が曲がらない様な方向で前に進めていただきたいと思います。

途中からある程度できあがった作文を中心にどんどん進んでいくという様なことがないようにしていただければと思っているので、そのあたりはどうかよろしくお願ひしたい。

会 長

大変貴重なご意見があった。私もそのことはかねがね思っていた。やはりせつかくの審議会でも真剣に審議をするわけなので、私たちの意見を十分受け止めていただいて、対応いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。

その他よろしいか。

各委員  
会 長

特になし。

本日は第1回ということで、事務局からの資料提供、説明があった。次回からはもう少し中身に入った協議、審議をしていかななくてはならないと思っている。

色々な資料を求め、その資料を基に審議にあたっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。

今日は短時間であったが、色々と事務局から資料説明があった。

今一度お帰りになって、内容を十分ご覧いただき、次回からは  
審議をいただきたいと思っている。

大変ありがとうございました。今後もよろしく願いしたい。